

仕 様 書

1 件名

令和8年度青少年の教育旅行受入促進に係るウェブサイトの制作・運営管理業務等委託

2 事業目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図り、訪都旅行者数を増大させるため、国内外に向けて東京ならではの質の高い観光体験の提供と発信を実施している。

本事業では、教育旅行の訪問先としての東京の魅力を国内外に向けPRすることを目的として、東京教育旅行に係るウェブサイト等を制作・運営する。

【本事業の対象となるウェブサイト・デジタルパンフレット】

- 東京教育旅行ガイドウェブサイト（英語・中国語繁体字・日本語）
<https://tokyoschooltrips.com/en/>
<https://tokyoschooltrips.com/tc/>
<https://tokyoschooltrips.com/>
- 東京教育旅行ガイドデジタルパンフレット（英語・中国語繁体字・日本語）
<https://www.gotokyo.org/book/en/list/2309/>
<https://www.gotokyo.org/book/zh-TW/list/2318/>
<https://www.gotokyo.org/book/list/12546/>

3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

財団の指定する場所

5 全体運営

(1) 全般について

受託者は本仕様書に掲げる目的に基づき、ウェブサイト及びデジタルパンフレットの制作、コンテンツの拡充及び最新情報の掲載、管理運営・保守等を行うこと。運営スケジュールを立て、次の事業を実施すること。

- ア. ウェブサイトの更新・新規コンテンツ制作・運営管理及び保守管理
- イ. 上記アからの誘導先となるデジタルパンフレットの改訂
- ウ. 上記ア及びイに掲載する東京における教育旅行モデルコースの造成及び上記アに掲載するイメージ動画制作

(2) 実施体制

受託者は本委託を効果的かつ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- ア. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
- イ. スケジュールや実施内容等を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。
- ウ. 業務の詳細について財団と協議の上決定し、進捗状況を綿密に財団に報告すること。制作が遅延なく行われるようスケジュール管理をすること。なお、やむを得ない理由で延滞が想定される場合には、事前に財団に報告し、調整を図ること。
- エ. 日本（東京）及び対象市場の最新社会情勢・動向に細心の注意を払い、それらに配慮し実施すること。また、臨機応変に対応できる実施体制を整えること。
- オ. 写真や映像利用に当たっては、著作権元に承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。また、第三者に権利が帰属される図・画像・写真・映像などを利用する際は、必ず事前に受託者側で調整を行いながら使用許諾を得ること。万が一、第三者から、掲載に伴い損害発生等の訴えが提起された場合、受託者の責任において対応すること。
- カ. 写真については、各テーマやコンテンツの魅力が伝わる場合には、本業務での撮影は必須とはせず、各施設等から手配することを可能とする。使用する写真、紹介文等は、各施設へ使用可否等を確認すること。
- キ. 各施設等に掲載許可を取得の上、クレジット表記等も確認の上、掲載すること。
- ク. 写真素材は各媒体で同じ素材を使用することは妨げない。
- ケ. 制作物は中立性に配慮し構成すること。また、全ての企画は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。
- コ. 外国語版の内容は対象地域の文化、習慣等に十分に配慮を行うこと。
- サ. 東京都や財団が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供をその都度行うこと。

(3) 紹介文・翻訳の品質管理

- ア. 各制作物はそれぞれのターゲットの視点に立った、自然かつ適切な伝わりやすい文章で制作すること。
- イ. 各原稿の翻訳については、表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、各言語のネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。また、複数名のネイティブチェックを行うこと。
- ウ. 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。

- エ. 固有名詞の表現等については、本契約締結後、財団の指示に従うこと。
- オ. 紹介文や翻訳結果に対して問題があると財団が判断した場合は、再翻訳やライター、翻訳者、ネイティブチェッカーの変更を含めた適切な対応をとること。

6 委託内容

受託者は本事業の趣旨を十分理解した上で、以下の業務を円滑に運営実施すること。

(1) 媒体・言語ごとのターゲット

ターゲット		①東京での学校交流を検討している海外の学校や旅行会社 ②海外の学校等から東京での学校交流を含む旅行手配依頼を受けた日本の旅行会社 ③海外からの学校交流受入を検討している都内学校	東京への修学旅行を検討している日本他都市の学校や旅行会社
ターゲットの目的		東京での学校交流を含む海外からの訪都教育旅行	日本他都市から東京への修学旅行
ウェブサイト	英語 中国語繁体字	ターゲット①と②	×
	日本語	ターゲット②と③	○
デジタルパンフレット	英語 中国語繁体字	ターゲット①と②	×
	モデルコース・動画	日本語	×

(2) ウェブサイトの更新・新規コンテンツ制作・運営管理及び保守管理

ア. ウェブサイト運営全般

- ① 既存コンテンツを令和7年度受託事業者から5月末までに引継ぎ、運用すること。公開時期は令和8年6月までを目途とし、具体的な時期については財団と協議の上、決定すること。
- ② 既に取得・使用しているドメイン名等は運営上継続が必要となるものの契約更新等を行うこと。サーバーの接続設定等は令和7年度受託事業者から引継ぎし、財団と十分協議の上、実施すること。
- ③ サーバーは受託者で用意し、受託者は本事業のウェブサイトの運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。
- ④ 改正個人情報保護法、GDPR（EU 一般データ保護規則）その他関連する地域の個人情報取扱規約及びプラットフォーム利用規約に則り、Cookie 同意ツールを導入（選定、設定、実装を含む。）し、管理（同意ログの保存、バナ

一表示設定、法改正対応、バージョン更新等を含む。) すること。作業にあたっては、受託者自ら最新の情報収集に努めること。当該ツールのライセンス費用及び運用に係る費用は受託者の負担とし、本委託の費用に含めるものとする。なお、ツールの利用及び他サービスとの連携に際しては、必要に応じて財団と協議の上、当該連携先との調整を含め、適切に対応すること。現 Cookie 同意ツールが令和 8 年 6 月 30 日をもって終了するため、同日までに実装・運用を開始できるようにすること。

- ⑤ 全てのページを HTTPS 化 (常時 SSL 化) すること。
- ⑥ 一般的なブラウザや、PC、スマートフォン、タブレット等の機器で支障なく閲覧可能なレスポンシブデザインとすること。
- ⑦ ウェブサイト運営に使用するシステム等 (サーバーなどのインフラ、使用ツール類、CMS 等) は、セキュリティレベルが高く、継続的に安定した運用可能なものを使用すること。また、必要に応じて最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに財団に共有し、指示を仰ぐこと。なお、アップデートを実施した際は財団へ報告すること。
- ⑧ 次年度以降、コンテンツを追加する場合にも対応できるよう、ウェブサイトの構築及び設計をすること。
- ⑨ 毎月、以下の言語版別の数値を財団に報告すること。また、簡単な分析コメントも付けること。ただし、受託者の IP アドレスからのアクセスは除くこと。
 - ・表示回数 (総ページビュー) 及び前年同期比グラフ
 - ・表示回数 (総ページビュー) 上位ページ一覧
 - ・ユーザー数及び前年同期比グラフ
 - ・各外国語版ユーザー数上位国/地域一覧
- ⑩ 委託完了時に以下の言語版別の数値を財団に報告すること。また、それぞれの項目について可能な限り過年度との比較 (グラフ含む。) を含めるとともに、全体的な分析及び分析を踏まえた改善案のコメントも付けること。ただし、受託者の IP アドレスからのアクセスは除くこと。
 - ・表示回数 (総ページビュー)
 - ・表示回数 (総ページビュー) 上位ページ一覧
 - ・ユーザー数
 - ・ユーザー当たりのセッション数
 - ・直帰率
 - ・申込アプリケーションのダウンロード数
 - ・問合せボタン・問合せメールアドレスのクリック数
 - ・「お役立ち情報」ページの資料 (PDF) のダウンロード数
 - ・動画視聴数 (動画毎)

- ・デバイス別アクセス割合
- ・(外国語版のみ) 地域別訪問者数

- ⑪ Google アナリティクス4を使用し、データ保存期間が短いものについては、データの定期的なダウンロードを行い、保存・提供すること。
- ⑫ 受託者はウェブサイトが適切に運用されているか、年間を通して確認すること。ウェブサイトに問題が見つかった場合は、速やかに状況を財団に共有し指示を仰ぐこと。
- ⑬ ウェブサイトの運営システムの運用管理体制のイメージを示すこと。通常時及び障害時の緊急連絡体制を記載すること。障害発生時は24時間受付可能な体制とすること。
- ⑭ 原則、ウェブサイト公開・改訂のタイミングでログを含め全体のバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、最終改訂時のデータバックアップ時点までのデータを回復すること。また、バックアップメディアを適切に管理すること。
- ⑮ 契約満了若しくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるウェブサイトを制作し、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- ⑯ 「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準 (R5.4改訂版)」
(https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/01_4_r5-4/) を参照の上、必要と思われる項目については同ルールに準じること。

イ. コンテンツの更新管理（追加・変更・削除）及び新規制作に関すること

- ① 以下6(3)及び(4)で新規作成又は更新した内容に合わせてウェブサイトの該当ページを変更、掲載すること。
- ② 英語版・繁体字版「School Exchanges」の「Our experiences」に財団から提供する2025年度の交流件数を追加すること。
- ③ 日本語版の「お役立ち情報」内、「資料ダウンロード」の「団体受入宿泊施設リスト」及び「団体受入飲食施設リスト」（それぞれ20件程度以上）を最新情報に更新して、PDF等の形式で掲載すること。各施設に対し、必ず掲載許可も取得すること。
- ④ 既存の「見学・観光施設」「モデルコース」で、時点修正が必要な箇所を洗い出し、最新情報に更新すること。各モデルコースの内容、また各施設の掲載情報を確認し、最新情報を更新・掲載すること。休業の施設を削除し、代替案を提案し、掲載用の写真等の入手及び掲載許可を取り、紹介文

- 章及び写真を掲載すること。
- ⑤ 上記以外で時点修正が必要な箇所を洗い出し、最新情報に更新すること。
 - ⑥ 制作期限：令和8年11月末を目途に、全ての言語版についてコンテンツ更新すること。

(3) デジタルパンフレットの改訂

ア. 英語版・中国語繁体字版

現行パンフレット「Tokyo School Trip Guide」(英語版)

(<https://www.gotokyo.org/book/en/list/2309/>) を次のとおり改訂すること。なお、繁体字版も英語版の改訂に合わせ、内容と表現を適宜修正すること。

- ① 2ページについて：「Safety and Security」に記載のある“Safe Cities Index”及び「Japan’s Economic Heart」に記載のあるGDPに係るデータについて、最新データを調べ、適宜修正すること。
- ② 3～4ページについて：「Japan’s Education System」「Events on the School Calendar」の記載内容について、最新データを調べ、適宜時点修正を行うこと。修正の必要がない場合は、そのままとする。
- ③ 5ページ：「Past Achievements」に財団の提供する2025年度の交流件数を追加すること。

イ. 3言語共通

現行パンフレット「東京教育旅行ガイド」を次のとおり改訂すること。

- ① 「東京主要エリアのご紹介」(日3～4ページ、英・繁9～10ページ)、及び「学習・見学施設マップ」(日5～6ページ、英・繁11～12ページ)について：マップや掲載内容等、既存の掲載情報を適宜更新すること。
- ② 「見学観光施設」(日7～16ページ、英・繁13～22ページ)、及び「モデルコース」(日17～27ページ、英・繁23～33ページ)のページ内の掲載情報を適宜更新すること。各モデルコースの内容、また各施設の掲載情報を確認し、最新情報を更新・掲載すること。休業の施設を削除し、代替案を提案し、掲載用の写真等の入手及び掲載許可を取り、紹介文章及び写真を掲載すること。
- ③ 以下6(4)で造成するモデルコース5本を既存の以下5本※と差し替えて掲載すること。
※「東京定番コース」「江戸歴史コース」「環境・科学コース」「レガシーコース」「島しょコース」
- ④ その他、時点修正が必要な箇所を洗い出し、最新情報に更新すること。

ウ. その他

- ① 全体企画、撮影（撮影及び使用に係る許可等も含む。）・デザイン・紹介文のライティング・レイアウト・編集・校正・掲載先等への校正確認・デジタルパンフレットにアップロード可能な仕様・納品・工程管理など、制作に必要な全ての作業を行うこと。なお、デザインやライティングは、視認性を重視し適宜修正を行うこと。文字情報はコピー可能、URL はハイパーリンクとすること。
- ② 掲載されている写真の変更を提案することは妨げないが、変更に当たっては、2案以上提案し、財団の承認を得ること。
- ③ 制作期限：全言語のパンフレットは東京デジタルパンフレットギャラリー（<https://www.gotokyo.org/book/>）へアップロードするため、令和8年11月末を目途に完成版を納品すること。なお、掲載手続きは別途財団が行うこととし、掲載費用は本委託の費用に含まない。

(4) 東京における教育旅行モデルコースの造成及びイメージ動画制作

ア. モデルコースの造成

- ① 既存の以下5コース※に代わるものとして、モデルコース5本の造成を行うこと。テーマは原則として既存5コースと同様とする。同じ施設等が含まれるのは妨げないが、再度掲載許可を取得し、最新の情報にアップデートすること。
※「東京定番コース」「江戸歴史コース」「環境・科学コース」「レガシーコース」「島しょコース」
- ② 市場動向調査・分析結果を踏まえた上で、東京ならではの魅力的で教育旅行に適したコースの造成を行うこと。なお、現在の修学旅行や体験学習のトレンドやデジタルや観光配慮の発展など東京の新しい魅力に触れることができる体験型コンテンツの在り方を考慮すること。また、海外からの教育旅行において、東京の伝統と革新が共存していることや、東京の先進性への理解が促進される内容であること。
- ③ 国内外の教育旅行生（中学校・高等学校）向けのコースを想定している。各コースにおいて体験プログラムを少なくとも1箇所含むこと。
- ④ モデルコース内の紹介施設等は、受託者以外の事業者でも取り扱い可能なもの、かつ学校や学生が事業者へ直接申込できるものとする。
- ⑤ 実施時期は通年を通して利用可能なモデルコースを造成すること。
- ⑥ 各スポットへの移動手段、移動時間も併せて掲載すること。

イ. イメージ動画制作

制作に関する業務内容は以下のとおりであるが、取材スポットや時期など、映像制作における詳細は財団と協議の上、決定すること。

- ① 上記6(4)アで造成するモデルコース5本分、それぞれの旅行・体験イメージ動画を制作すること。
- ② 映像時間：約1分間
- ③ ナレーション言語：英語、中国語繁体字、日本語
- ④ 映像のアスペクト比率は16:9とする。映像はハイビジョン(HD)方式により記録すること。大型スクリーン(200インチ程度)等での上映も考慮に入れ、相応の画質・品質とすること。
- ⑤ 映像の演出・構成は財団と協議の上決定すること。
- ⑥ 制作期間中、随時、制作中の映像等を提出し、財団と調整しながら制作を遅滞なく進めること。
- ⑦ 財団より映像等を提供することがある場合、財団と協議の上、編集等について対応すること。
- ⑧ 完成前の校正段階で、原則2回以上財団へ確認を行い、財団が修正を求めた場合には、速やかに修正を行うこと。
- ⑨ 映像の使用期間はおおむね5年とする。
- ⑩ 野外撮影時の天候不良など撮影の変更を伴う諸事情にも臨機応変に対応すること。また、天候不良等による再撮の想定経費も全て見積りに含めること。
- ⑪ 撮影場所は、東京都内において実施するものとする。なお、具体的な撮影場所等は財団と協議の上で決定する。
- ⑫ 取材・撮影に当たっては、事前に日程、体制及び内容について撮影計画を提出し、財団の承認を受けること。
- ⑬ 事前に関係機関と十分な調整を行い、撮影許可手続きほか必要な手続き及び一切の業務を行うこと。撮影許可に必要な手続き及び調整について財団と協議の上進めること。
- ⑭ 本動画を財団が他のプロモーション活動等に利用するために、別途、第三者との契約による編集やDVD等の複製制作等ができるものとする。出演者がいる場合、出演者との契約においてもあらかじめ二次利用の許諾を得ること。ただし、出演者との契約により二次利用ができない場合は、事前にその旨を財団に通知すること。
- ⑮ 撮影した映像及び収集した映像素材、シナリオをもとに、ナレーション原稿を作成すること。プロのナレーターの手配、収録スタジオの用意は受託者において行う。
- ⑯ 映像ごとに適したBGMや効果音を付けること。

ウ. スケジュール

モデルコースは、前述のウェブサイト及びデジタルパンフレットに掲載するため、各ツールの制作期限に間に合うように、全体のスケジュール管理を徹底

すること。

7 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8 秘密の保持

受託者は、7により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

7により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

10 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」(※1)を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」(※2)に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり7により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

(※1) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

(※2) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」(※3)及び「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(※4)を遵守すること。

(※3) https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

(※4) https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

また、7により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者(あるいは今後取得予定である事業者)であることが望ましい。

- ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
- イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ア. 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど

- イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報(IPアドレスやcookieなど)もア.と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

11 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

受託者への支払いは、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

財団の指定する「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4版、縦書きカラーで作成の上、電子データを納品すること。

※内容、体裁、提出期限等は財団と協議の上決定する。

ウ. 成果物

① パンフレット電子データ(ai、indd、PDF等)

② 修学旅行等団体受入ホテル・飲食施設等のリストのWordやExcel、PDFファイル

③ 制作動画データ

エ. 電子情報処理委託に係る各種様式

※10(2)「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」参照のこと。

12 制作物に関する権利の帰属

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(※4)第14に定めるところによる。

13 契約更新について

- (1) 本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、受託者との合意のもと、1年間を単位として最大2回まで本契約を更新することができる。
- (2) 更新を検討するに当たって財団において評価審査会を実施するため、財団の指示にしたがって業務報告書を提出し、評価審査会に参加すること。更新後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。
- (3) 契約更新に当たっては、当該年度における東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立するとともに、財団収支予算が財団評議員会で承認された場合において、確定するものとする。なお、次年度の契約内容や金額が大きく変更・追加になる場合、事業方針が変更になる場合などは、評価審査会を実施しないことがある。

14 その他

- (1) 本委託契約の履行に当たっては、財団と協議のもと進めること。

- (2) 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (4) 財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (5) 本事業の委託者は財団であるが、実施に当たって発生した問題は受託者が責任をもって対応するものとする。
- (6) 天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては、別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- (7) 本事業は、令和 8 年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和 8 年度東京観光財団収支予算が令和 8 年 3 月 31 日までに東京観光財団評議員会で承認された場合において、令和 8 年 4 月 1 日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電 話： 03-5579-2683
